

**令和3年度**

**龍ヶ崎市緑化推進協議会**

**定例総会**

# 会議次第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

議案第 1 号 令和 2 年度事業報告について…………… P1

議案第 2 号 令和 2 年度歳入・歳出決算について …… P2

議案第 3 号 副会長及び監事の選任について …… P4

議案第 4 号 令和 3 年度事業計画（案）について…………… P5

議案第 5 号 令和 3 年度歳入・歳出予算（案）について…… P6

4 その他

5 閉 会

## 令和 2 年度事業報告について

日 時	事 業 内 容
令和 2 年 4 月 30 日～ 令和 2 年 5 月 15 日	龍ヶ崎市緑化推進協議会定例総会開催（書面開催）
令和 2 年 7 月 13 日～ 令和 2 年 7 月 31 日	春期緑の募金活動 ・ 学校募金（市内小中学校 17 校）→ ¥184,092
令和 2 年 7 月 27 日～ 令和 2 年 8 月 31 日	春期緑の募金活動 ・ 職場募金（市職員）→ ¥52,257（年 2 回）
令和 2 年 8 月 5 日	緑の少年団活動事業補助金交付 松葉小 城ノ内小
令和 2 年 9 月 2 日	緑の募金結果報告及び交付事業申請 ・ 緑の募金結果報告→ ¥236,349 （学校：¥184,092・職場：¥52,257） ・ 緑の募金交付事業申請→ ¥106,000 （¥236,349×45%）
令和 2 年 10 月 14 日	緑の募金交付事業 ・ 教育委員会→ ¥106,000（小中学校 16 校）
令和 2 年 10 月 26 日	公共施設の緑化事業 ・ 龍ヶ崎市シルバー人材センターの協力のもと、龍ヶ崎市駅東口ロータリー内にパンジー400 株を植栽
令和 2 年 11 月 30 日	秋期緑の募金活動 ・ 職場募金→ ¥10,000（市部課長会）
令和 2 年 12 月 7 日	教育委員会より市内 16 校の「緑の募金交付事業実績報告」を受理 ・ 花の苗（パンジー・ビオラ等）、培養土、肥料、一輪車等の購入 教育委員会からの報告を受け、茨城県緑化推進機構に「令和 2 年度緑の募金交付事業実績報告」を提出
令和 3 年 3 月 3 日	緑の少年団活動事業実績報告 ・ 校内林の管理、花いっぱい運動の実施（松葉小・城ノ内小）両校から報告を受け、茨城県緑化推進機構に「令和 2 年度森林愛護運動推進事業費補助金実績報告」を提出

令和 3 年 6 月 1 日 提出  
龍ヶ崎市緑化推進協議会  
会 長 中 山 一 生

## 令和2年度歳入・歳出決算について

### ●歳入の部

科 目	当初予算額	収入済額	比 較	備 考
1. 緑の募金(学校)	200,000 円	184,092 円	△15,908 円	各小中学校
2. 緑の募金(職場)	50,000 円	62,257 円	12,257 円	市役所内
3. 緑の募金(街頭)	20,000 円	0 円	△20,000 円	各種イベント
4. 緑の募金交付金	108,000 円	106,000 円	△2,000 円	
5. 雑入(預金利子)	240 円	0 円	△240 円	
6. 繰越金	22,760 円	22,760 円	0 円	
合 計	401,000 円	375,109 円	△25,891 円	

### ●歳出の部

科 目	当初予算額	支出済額	比 較	備 考
1. 会 議 費	2,000 円	0 円	△2,000 円	
2. 事 務 費	3,000 円	504 円	△2,496 円	通信用切手
3. 募 金 額	240,000 円	236,349 円	△3,651 円	茨城県緑化推進機構
4. 交 付 金	108,000 円	106,000 円	△2,000 円	各小中学校へ交付
5. 事 業 費	48,000 円	0 円	△48,000 円	
合 計	401,000 円	342,853 円	△58,147 円	

歳入合計 375,109 円

歳出合計 342,853 円

差引残額 32,256 円 (令和3年度へ繰越)

令和3年6月1日提出

龍ヶ崎市緑化推進協議会  
会 長 中 山 一 生

写

## 監査報告書

龍ヶ崎市緑化推進協議会規約第7条第3項の規定に基づき、令和2年度龍ヶ崎市緑化推進協議会歳入・歳出決算について、関係諸帳簿並びに証拠書類の監査の結果、その内容についていずれも正当なものと認めます。

令和3年4月30日

監事 齊田 典祥

監事 川北 嗣夫

## 副会長・監事の選任について

龍ヶ崎市緑化推進協議会規約第5条及び第6条の規定により、役員任期が2年を経過したため、改めて副会長及び監事2名を選任するものである。

### 龍ヶ崎市緑化推進協議会役員改選(案)

役職	現行	改正案	摘要
副会長	(龍ヶ崎市学校長会会長) 大古 輝夫	(龍ヶ崎市学校長会会長) 大古 輝夫	再任
監事	川北 嗣夫	(龍ヶ崎市商工会会長) 塚本 裕	
監事	齊田 典祥	(龍ヶ崎市市民生活部長) 坪井 龍夫	

令和3年6月1日提出

龍ヶ崎市緑化推進協議会  
会長 中山 一生

## 令和3年度事業計画（案）について

### 1 花と緑のまちづくりに関する事業

(1) 市内各小中学校の緑化

花壇等の整備

(2) 市内公共公益施設等の緑化

花壇等の整備

(3) 街頭募金苗木配布に伴う家庭の緑化

### 2 緑の募金活動に関する事業

(1) 春季(5月～6月)緑の募金活動

① 学校募金（市内各小・中学校）

② 職場募金（市役所内）

(2) 秋季(9月～10月)緑の募金活動

① 職場募金（市役所内）

② 街頭募金（商業祭り）

令和3年6月1日提出  
龍ヶ崎市緑化推進協議会  
会長 中山 一生

## 令和 3 年度歳入・歳出予算（案）について

### ● 歳入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備考
1. 緑の募金(学校)	200,000 円	200,000 円	0 円	各小中学校
2. 緑の募金(職場)	50,000 円	50,000 円	0 円	市役所内
3. 緑の募金(街頭)	20,000 円	20,000 円	0 円	各種イベント等
4. 緑の募金交付金	108,000 円	108,000 円	0 円	春の募金額×45%
5. 雑 入	744 円	240 円	504 円	銀行利息等
6. 繰 越 金	32,256 円	22,760 円	9,496 円	令和2年度より
合 計	411,000 円	401,000 円	10,000 円	

### ● 歳出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備考
1. 会 議 費	2,000 円	2,000 円	0 円	
2. 事 務 費	3,000 円	3,000 円	0 円	通信運搬費等
3. 募 金 額	240,000 円	240,000 円	0 円	茨城県緑化推進機構
4. 交 付 金	108,000 円	108,000 円	0 円	学校緑化
5. 事 業 費	58,000 円	48,000 円	10,000 円	苗木配布による家庭緑化
合 計	411,000 円	401,000 円	10,000 円	

※ 科目の流用は、会長が専決処分することができる。

令和 3 年 6 月 1 日 提出

龍ヶ崎市緑化推進協議会

会 長 中 山 一 生



## 龍ヶ崎市緑化推進協議会委員名簿

(令和3年6月1日現在)

No.	役職	職名	氏名	備考
1	会長	龍ヶ崎市長	中山 一生	
2		龍ヶ崎市住民自治組織連絡協議会 会長	中島 功	
3	監事	龍ヶ崎市商工会会長	塚本 裕	
4		龍ヶ崎市観光物産協会会長	塚本 裕	
5		龍ヶ崎市女性会会長	原 加代子	
6		一般社団法人竜ヶ崎青年会議所 理事長	雑賀 正志	
7	副会長	龍ヶ崎市学校長会会長	大古 輝夫	
8	監事	龍ヶ崎市市民生活部長	坪井 龍夫	
9		龍ヶ崎市教育委員会教育部長	木村 博貴	
10		龍ヶ崎市都市整備部長	宮本 孝一	
事務局		都市施設課 課長 橋原 剛 課長補佐 朝日出祥一 主幹 寺田 文正		
		〒 301-8611 龍ヶ崎市 3710 番地 TEL 0297-64-1111 (内線 484) FAX 0297-60-1588		

# 龍ヶ崎市緑化推進協議会規約

## (設置)

第1条 当市における、緑のまちづくりに関する事項を協議するため、龍ヶ崎市緑化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (目的)

第2条 協議会は、市民の積極的な協力を得て、緑化活動を推進し、緑の重要性に対する市民意識の高揚と理解を深めるとともに、緑豊かな郷土の創造に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 花と緑のまちづくりに関する諸事業。
- (2) 緑の募金活動に関する諸事業。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業。

## (組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者を以って組織する。

- (1) 龍ヶ崎市長
- (2) 龍ヶ崎市住民自治組織連絡協議会会長
- (3) 龍ヶ崎市商工会会長
- (4) 龍ヶ崎市観光物産協会会長
- (5) 龍ヶ崎市女性会会長
- (6) 一般社団法人竜ヶ崎青年会議所理事長
- (7) 龍ヶ崎市学校長会会長
- (8) 龍ヶ崎市市民生活部長
- (9) 龍ヶ崎市教育委員会教育部長
- (10) 龍ヶ崎市都市整備部長

## (役員構成及び選任)

第5条 協議会に、会長1名、副会長1名、監事2名の役員を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の互選により選任する。

## (役員任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した役員の場合は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は会長が欠けたとき

はその職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計及び会務を監査する。

(会議)

第8条 協議会は、定例総会、臨時総会とし、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 定例総会は、年1回開催し、次の事項を決議する。

(1) 規約の制定、改廃に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関する  
こと。

4 臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

5 会長は、必要があると認める時は、協議会に委員以外の者の出席を  
求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(経費)

第9条 協議会の経費は、交付金、その他の収入を以って充てる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に  
終わる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、龍ヶ崎市3,710番地 龍ヶ崎市役所都市整備部  
都市施設課内に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成13年3月30日から施行する。

この規約は、平成15年7月4日から施行する。

この規約は、平成19年5月29日から施行する。

この規約は、平成22年5月20日から施行する。

この規約は、平成23年7月4日から施行する。

この規約は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

この規約は、平成 30 年 5 月 21 日から施行する。